

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第682号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不開示（不存在）と決定した処分は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年12月27日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件請求」といい、本件請求に係る請求文書を「本件請求文書」という。）をした。

<開示請求書の記載内容>

平成22年1月20日付け西建東第1351号による行政文書不存在通知書を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします。

なお、上記の効果と結果には、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含むこととします。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年1月11日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年2月14日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、開示請求の対象とした「それぞれの通知書の郵送方法を選択した根拠またはその必然性が確認できる行政文書」についての開示決定等を行っておらず、かつ、期限内に通知をしていない不当な処分であります。

よって、条例第8条（開示決定等の期限）の「開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならない」という規定に基づき、速やかに適正に開示決定等（通知を含む）を行うよう要求します。

さらに、開示請求の対象とした「平成22年1月20日付け西建東第1351号による行政文書不存在通知書を郵送した行為に係る効果とその結果（郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含む。）」についても、取得していないという理由で不開示（不存在）とされたものですが、広島県側が一方的に行政文書の件名欄に記載した「特定記録郵便」であるならば、当然に存在していると思料されるはずであることから、併せて適正に開示するよう要求します。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

開示請求内容のうち存在する行政文書が無かったため、「当該諮問通知を特定記録扱いで郵送したことによる効果とその結果が確認できる行政文書」に該当する「当該特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書」についての不存在通知を行ったものである。

必然性が確認できる文書については、不存在であったが不存在通知は施行しなかった。

しかし、異議申立人による平成23年1月24日付けの開示請求書において、

本件行政文書部分開示決定通知書では、当該異議申立書記載の文書について対象となっていない旨の疑義が呈されたため、条例の規定により、行政文書不開示決定（不存在）処分を行い、平成23年2月8日付け西建東第1718号により行政文書不存在通知を行っている。

このため、「必然性が確認できる行政文書」について速やかに適正に開示決定等（通知を含む）を行うよう要求している本件審査請求の利益は存在しない。

また、「特定記録郵便について郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書」については、パソコン画面での確認後、紙データとして出力しておらず存在しないため、不存在通知を行ったもので、申立人の「当然に存在していると思料されるはずである」という主張は誤りであり、行政文書不開示決定（不存在）を行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、異議申立人が開示請求の対象とした「通知書の郵送方法を選択した根拠またはその必然性が確認できる行政文書」（以下「異議申立人の主張する未決定部分」という。）については、本件処分において開示決定等が行われていないとして、その開示決定等を求めたものである。

これに対し、実施機関は、異議申立人が請求した文書のうち、「当該諮問通知を特定記録扱いで郵送したことによる効果とその結果が確認できる行政文書」について、「当該特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書」が当該請求に該当する文書であるとして検索した結果、当該文書は作成又は取得していないとして、条例第7条第2号の規定により、開示しないことを決定したものである。

異議申立人は、本件処分を対象として異議申立てを行っていることから、以下本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分について

実施機関は、1のとおり、「当該諮問通知を特定記録扱いで郵送したことによる効果とその結果が確認できる行政文書」については、作成又は取得していないと主張している。

審査会において、平成22年1月20日付け西建東第1351号に係る起案文書を見分したところ、諮問通知ではなく、行政文書不存在通知に係る起案文書であったが、文書の郵送の確認等に係る文書は添付されていなかった。

他の諮問事案において確認した同様の起案文書には、「書留・特定記録郵便物等受領証」及び「郵便物検索結果 詳細」を1枚に複写したものが添付されていたことから、実施機関に確認したところ、実施機関は、特定記録郵便の郵送記録の確認方法、記録方法については、特定記録郵便の差し出し時に個別の追跡番号（お問い合わせ番号）を、日本郵便のホームページ内の「郵便追跡サービス」にアクセスし配達状況の確認を行っているが、本件については、特定記録郵便の発送後に、パソコン画面で確認を行ったが、紙データとして出力することを失念したのか、紙データとして出力したものが本件起案文書とともに保存されていなかった旨の主張をしている。

また、広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）及び広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）を見分したところ、特定記録郵便の配達状況についての記録方法については、具体的な規定はなかった。

これらのことから、実施機関の本件請求文書を作成又は取得していないとする主張自体は、不自然・不合理とまでは言えず、実施機関の判断は妥当である。

(2) 異議申立人が決定されていないと主張する部分について

異議申立人は、異議申立人の主張する未決定部分について、速やかに処分を行うよう主張しており、異議申立人によるこの主張は、実施機関の不作为に対する不服申立てと解される。

異議申立人の主張は、本件開示請求における「行政文書不存在通知書を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします」について

は、行政文書不存在通知書を特定記録扱いで郵送したことによる効果とその結果が確認できる行政文書と、行政文書不存在通知書を特定記録扱いで郵送したことの必然性が確認できる行政文書の2件の請求をしているものであって、行政文書不存在通知書を特定記録扱いで郵送したことの必然性が確認できる行政文書については決定が行われていないとするものである。

これに対して、実施機関は、異議申立人による平成23年1月24日付けの開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対して、平成23年2月8日付けで、異議申立人の主張する未決定部分の行政文書不開示（不存在）決定を行っており、異議申立人の主張する未決定部分について開示決定等を行うことを求めた本件異議申立ての利益は存在しないと主張している。

審査会において本件開示請求書を見分したところ、「効果とその結果、並びにその必然性が確認できる行政文書」については、構文上、「並びに」とあることから、「効果とその結果」及び「その必然性」について、それぞれ確認できる文書の開示を求めるものであると考えられる。

本件処分は、本件請求における「上記の効果と結果には、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含むこととします」に対応して行われたものである。

そうすると、「その必然性」を確認できる文書に係る開示等決定は行われていないこととなる。

実施機関は、別件開示請求に対する処分に併せて行政文書不開示（不存在）決定をしており、本件異議申立ての利益は存在しないと主張しているが、不開示（不存在）の決定は、本件開示請求に対して行うべきものであって、異議申立人による、異議申立人の主張する未決定部分については決定が行われていないとする主張は妥当であり、実施機関は、本件開示請求に対する対象文書を特定した上で、開示決定等を行うべきものと考えられる。

しかしながら、不作為に対する不服申立てについては、本件異議申立てが提起された時点の条例の規定によれば、当審査会に諮問することとされている処分に当たらないことから、当審査会において当該不服申立てにつ

いて判断は行わないが、条例第8条第1項に開示決定等に係る期限が定められていることに鑑みれば、速やかに開示決定等を行うことが望まれる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 3 月29日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年12月10日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 7 年 3 月21日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 7 年 4 月 7 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 7 年 9 月26日 (令和 7 年度第 6 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 7 年10月24日 (令和 7 年度第 7 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 7 年11月28日 (令和 7 年度第 8 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士